

# 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る事務処理について

条例第 11 条に規定する本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置（表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称（以下「表現活動の概要等」という。）の公表）に係る事務については、以下のとおり処理する（令和 5 年 10 月 1 日から施行、令和 6 年 4 月 1 日改正）。

## 1 不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出

申出の詳細は、以下のとおりとする。

申出人	申出は表現活動の対象となったものに限らず、また、県民に限らない。
対象となる表現活動	・ 県の区域内の公共の場所で行われているもの ・ インターネット上の表現活動では、県の区域内に居住又は滞在する本邦外出身者等に対して行われていると明らかに認められるもの
申出内容	①日時及び場所、②内容、③表現活動を行ったものの氏名・名称、④表現活動の対象となったものの氏名・名称等、⑤それらの内容を証するもの(※)の 5 項目。 ※表現活動を撮影した映像等のデータ、表現活動が公開されているホームページアドレス等
申出方法	郵送、持参、電子メール又はファックス
申出人への対応	申出内容について、提出された証拠に基づき確認を行い、必要に応じて申出人に内容確認を行う。

## 2 審議会での調査審議

上記 1 の申出があった場合や相談対応等により事案を把握した場合は、審議会に諮問し、以下の事項について調査審議する。

- ① 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性  
(当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に確認)
- ② 該当すると認められる場合において、公表することにより不当な差別的言動の解消を阻害する等の特別な理由の有無
- ③ 公表する場合の当該内容

(1)申出に係る表現活動の内容が明らかでない場合又は本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないことが明らかな場合（例：日常生活における言争い、単なる批判、歴史認識の表明など）は、審議会の調査審議の対象とはせず、表現活動の概要等を報告するにとどめる。なお、報告した内容について、調査審議の対象とすべき旨の意見があった場合は、その限りでない。

(2)審議会は、必要に応じて、申出人又は表現活動を行ったものに対し、表現活動が行われていた状況や被害者の有無、発言の意図等を確認するため、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 3 意見陳述の機会の付与

(1)公表に当たっては、あらかじめ表現活動を行ったものに通知し、意見を述べる機会を与える。

(2)意見陳述の結果、公表に支障等のある意見が出された場合は、必要に応じて、審議会の意見を聴くこととする。

### 4 那覇地方法務局への通知及び公表

審議会の意見及び表現活動を行ったものへの意見聴取の結果を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、その表現活動の概要等を那覇地方法務局に通知するとともに、以下の内容について、沖縄県のホームページ上で公表する。

〈公表内容〉

- ① 表現活動が行われた日時
- ② 表現活動が行われた場所（市町村レベルで記載）
- ③ 表現活動の内容
- ④ 表現活動を行ったものの氏名又は名称

※ 施行規則第4条（公表しないことができる事項）の規定に該当する場合、表現活動の概要等の一部又は全部を公表しないことがある。





# 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る 事務処理フロー図

